

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和6年3月8日 午後 1時21分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博生
委員	久松公健
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

市民部長	根本和幸
教育部長	坂本重男
地域コミュニティ課長	松延克彦
環境保全課長	越渡貴之
国保年金課長	豊崎良憲
市民課長	小山久生
学校教育課長	仲澤勤
生涯学習課長	齋藤明
スポーツ振興課長	由波大樹

出席書記名

議会事務局	折本尚充
議会事務局	川原場智

議 事 日 程

令和6年3月8日（金曜日）午後 1時21分 開 議

1. 議案等の審査

- (1) 議案第 6号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第12号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第13号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
- (5) 議案第19号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第20号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算
- (8) 議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (9) 議案第24号 令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

開 会 午後 1時21分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は14名です。会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから3月7日に引き続きまして、令和6年第1回定例会議案審査特別委員会を開かせていただきます。

次に、書記を追加して指名いたします。

都市整備課、鈴木幸介君を指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

それでは、議案第18号のうち、教育委員会の所管に関わる部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）について、学校教育課所管分について説明させていただきます。

初めに、議案集71ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

10款2項小学校給食管理運営に要する経費及び10款3項中学校給食管理運営に要する経費で、本年度、市内小中義務教育学校の給食費無償化期間に合わせまして、市外に通学します児童生徒に対する給食費の補助金を支給しているものでございます。この補助金の申請期間が令和6年4月までとなっております関係で、その支給するための補助金を次年度に繰り越すためのものでございます。

続いて、議案集88ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、右側説明欄の教育委員会事務局運営事業中、0201教育委員会事務局運営に要する経費におきまして、教育バスの使用回数が見込みより少なかったため、運転手の委託料及びバスの借上料を減額するものでございます。

続いて、3目では、0203教育支援員設置に要する経費におきまして、学校支援員の報酬の支給差額を減額する内容でございます。

続いて、4目教育振興対策費では、0104学校統合推進に要する経費、議案集89ページでございます。ALT非常勤講師の報酬支給差額を減額する内容でございます。

続いて、10款2項1目小学校管理費では、02小学校管理運営事業中、0201小学校管理運営に要する経費におきまして、電話代のほか、スクールバスの運行委託費及びスクールバスの乗降管理システムの導入の委託費であります、その契約の差金を減額する内容でございます。

続いて、0204小学校コンピューター管理に要する経費におきまして、1人1台配置しておりますタブレットPC、こちらの端末の修繕及び追加購入費が、保有しております予備機で対応できたため、その費用を減額するもの、また大型提示装置、電子黒板でございますが、その契約差金の減額でございます。

続いて、03小学校施設維持管理事業では、0301小学校施設維持管理に要する経費におきまして、余剰残が見込まれます電気料及び電話料及び教室等の空調機の点検委託費の契約差金を減額するものです。

続いて、3項1目中学校管理費では、01生徒支援事業中、0102中学校生徒安全推進に要する経費におきまして、通学用自転車の購入助成事業で、その執行状況が実際の見込みよりも少なかったということで、その残額を減額するものでございます。

続いて、0104中学校部活動支援に要する経費では、中学校の部活動の大会出場に係るバスの借上料、大会参加経費などを補助するものでございますが、こちらも見込みより少なかったということでの減額となります。

続いて、議案集90ページをお願いします。

02中学校管理運営事業中、0201中学校管理運営事業に要する経費におきまして、小学校費にもありましたスクールバスの乗降管理システムの導入に係る契約の差金、こちらの減額でございます。

続いて、0204中学校コンピューター管理に要する経費におきまして、こちらは小学校費と同様の内容で、予備機対応ということで、その分を減額する内容です。

続いて、03中学校施設維持管理事業では、0301中学校施設維持管理に要する経費におきまして、空調機点検委託に係る契約差金の減額となるものです。

続いて、04中学校施設整備事業では、0401中学校施設整備に要する経費におきまして、屋内運動場の空調設備の工事の設計業務委託及び高圧電気の引込線、安全装置の工事差金の減額でございます。

0402下稲吉中学校施設整備に要する経費では、主に屋内運動場の新築工事の契約差金の減額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

バスの借上料が300万円ほどマイナスという、これ具体的に分かりますか、説明できますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

具体的に、この事業は、学校全体として、コロナ禍が過ぎまして以前に戻るだろうということで、ある程度予算を組んでいたわけですが、実際の執行がそこまで達しなかったということの差金の

減額となるものでございます。

○佐藤文雄委員

特になんかということですか。じゃ、活動状況を見込んでくれども、それほどでもなかったということですね。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

委員おっしゃられるように、見込みよりまだ活動が以前まで戻っていないという部分もあったのかと思いますが、そこまでの数字に達しなかったというものでございます。

○櫻井健一委員

すみません、GIGAスクールの対応のタブレットのところなんですけれども、予備機で賄ったということで、これたしか去年もそういうあれでしたよね。それで今年入学された数は、小学校、中学校で数字が分かれば、それとあとに出る数字との兼ね合いで、パソコンのほうの予備機で済まされるということだったんですけれども、詳細教えていただけないでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

暫時休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時29分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、申し上げます。

1年生で入学したのは246名で、同時に卒業した者が376名ということで130名程度の差がございまして、改めて、この数字等につきましては、正式なものをガールーン等でお知らせしたいと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

予備機というお話もあったので、その予備機、タブレットがどのくらいあるかなんかも、せっかくですので資料につけていただけると分かりやすいと思いますから、重ねてお願いいたします。

よろしいですか。

そのほか何かあれば。

○櫻井健一委員

今の数字は小学生なんですか、小中学校合わせてということなんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時34分]

それでは、櫻井健一委員よろしいですよ。

じゃ、課長、そこはよろしくをお願いいたします。

そのほかございますか。

[矢口龍人副委員長 入室]

○石澤正広委員

自転車の助成なんですけれども、最終的に何台になったんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時35分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開します。 [午後 1時37分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

自転車の購入補助が144台、併せまして徒歩通学に対する補助も行いましたので、それが109人でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

自転車の数じゃないですか、購入された自転車の数。何かほかの余分なことのような……

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

自転車の購入補助と併せまして徒歩に対する補助もありましたので、その数字を述べました。

○櫻井繁行委員長

そうですね、通学用自転車購入費等の助成金ですからね。そういうことでご理解をください。

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

学校支援員の報酬が減になっているんですが、これは途中で辞めたということなんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

途中で辞めたわけではなくて、予算の段階では、金額がある程度最大というか、年数を基にある程度上がっていきますので、大きな枠で一応可能性的に対応を取ってあります。実際に来た方が初年度の方ですと低い金額になってしまうので、単価が低く下がる。そういう差額が生まれています。

あと、実際の勤務が、その計算どおりいかなくて、出勤できない日もあるので、そういった減額も含めての減額となります。

○佐藤文雄委員

人数は変わらないということですね。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

人数の変更はございません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

議案集89ページの教育費の0107中学校部活動支援に要する経費で、会計年度任用職員とありますね。これの実際の携わった人数と、この減額の内容について教えてもらえますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在、部活動の指導員は、今年度2名採用いたしまして、1名が途中で辞めております。実際、継続するのが1名ということでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、スポーツ振興課所管分につきましてご説明させていただきます。

議案集71ページをお開きください。

第2表繰越明許費の追加でございます。

下段になります。10款5項保健体育費のうち、わかぐり運動公園管理運営に要する経費313万5000円の繰越しでございます。理由といたしましては、高圧受電設備修繕工事に伴います高圧ケーブルの敷設替えにおきまして、国内市場の高圧ケーブルの需要の高まりにより、受注生産が急増し、新規生産が追いつかないことと、あわせて能登半島地震により高圧ケーブルの絶縁材料を生産していた工場が被災し、材料を供給することが困難となったことから、工期を令和6年度中まで延長するため、工事費の繰越しを行うものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第22号のうち、教育委員会の所管に関わる部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等ございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

それぞれ担当課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

はい、分かりました。

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、学校教育課所管の主要な事業について説明をさせていただきます。

初めに、予算書の7ページをお願いいたします。

令和7年度以降の債務負担行為でございます。

通学用自転車無償貸出業務委託に係る債務負担で、6年間に限度額1900万8000円を計上しているもの

でございます。この計算につきましては、月額1台当たり1,650円の12か月掛ける160台でございます。年間316万8000円となり、こちらを6年間借受けますので、この合計が1900万8000円となるものでございます。

続きまして、歳入について、前年度比で増減の大きかった事項についてご説明をいたします。

予算書18ページお願いいたします。

教育費国庫補助金でございます。このうち1節小学校費補助金1316万4000円につきまして、右端の説明欄の下から2番目でございます。へき地児童生徒援助費等補助金974万5000円でございます。令和4年度開校の千代田義務教育学校のスクールバスの運行に対しての補助となるものでございます。補助率は2分の1で、令和4年度から令和8年度までの5年間で交付期間となるものでございます。

続いて、2節中学校補助金2177万7000円につきまして、主なものといたしましては、説明欄の4番目でございます学校施設環境改善交付金2040万4000円でございます。千代田義務教育学校屋内運動場の耐震改修に伴います非構造部材、こちらの改修工事費でございます。天井の上板を撤去する工事の計画でございます。補助率は基準工事費の3分の1が該当となるものでございます。

続いて、予算書26ページをお願いいたします。

21款5項6目雑入でございます。下から9番目、公立小中学校給食費現年度分1億1145万2000円、給食費の公会計化に伴う市の歳入となるものでございます。前年度1億5600万円余りから大幅の減額となりますが、これは市長の施政方針の中でもございました多子世帯の負担軽減策といたしまして、市内学校に児童生徒が2人以上在籍する世帯で、2人目以降に対する無償化に伴い歳入の減となるものでございます。規模といたしましては、対象者が約870人に対しましての減額となります。前年度比で約4400万円程度の減額となる内容となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について、前年度と比較して大きく増減した主なものを事業概要説明書に基づき説明させていただきます。

初めに、お伝えしたいところが、事業概要説明書の予算の額と一般会計の予算書の額が若干違うものがございます。これは昨年度もあったわけなんです、総務課所管の労働災害保険料が予算書には含まれてございます。このため、その金額が増えている内容となっております。

具体的な箇所といたしましては、事業概要説明書が53ページ、予算書が105ページでございます。

学校支援員の設置に係る経費におきまして、概要書のほうが6541万円に対しまして、予算書のほうが6555万2000円と、14万2000円ほど差があるわけでございます。この差というのが、予算書105ページの下から5番目でございます。4労働災害保険料14万2000円、この差でございます。

こういったものが、この後も出てくるわけなんです、小学校の教育振興費であったり、中学校教育振興に要する経費、学校統合推進に要する経費、小学校管理運営に要する経費、小学校給食管理運営に要する経費、小学校図書室運営に要する経費、中学校管理運営に要する経費、中学校給食管理運営に要する経費、中学校図書室運営に要する経費、この各項目の中に、今の労働災害保険料が含まれてございますので、その差がございますので、それをお含みの上の説明とさせていただきます。

それでは、事業概要説明書52ページでございます。

○櫻井繁行委員長

ちなみに課長、それっていうのは、制度上の問題なのかもしれませんが、数字で統一することというのは今後はできないんですか。今回は構わないんですけれども、その担当部局の説明は分かりますけれども、労働災害保険料を概要というか、こちらの資料にも入れればいいだけの話なのかなと思ってしま

ったんですけれども、今後、できれば数字が合ってくれば、各委員の皆さんも見やすいと思いますので、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

そちらにつきましては、政策経営課財政担当が作った資料との差ということで、事業概要説明書のほうは学校教育課所管のものだけが載っている形、予算書のほうは他課の部分を含めた部分が載った上での集計となります。

その辺については、今後また内部で協議をさせていただきます。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

はい、進めてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

事業概要説明書が52ページでございます。予算書は104ページでございます。

10款1項3目教育総務事業でございます。増減の大きかった事項といたしましては、教育指導に要する経費で、令和6年度の予算が3143万4000円、対前年度比で2014万6000円の増となるものでございます。主な要因といたしましては、予算書104ページの0101教育指導に要する経費におきまして、4年ごとに改訂します小学校の教科書でございます。こちらの改訂に伴いまして、教師用の指導用図書、こちらの購入費2698万8000円が計上されたことによる増額となっているものでございます。

続きまして、事業概要説明書が53ページ、予算書は104から105ページとなります。

10款1項3目教育支援事業で増減の大きかった事業は、学校支援員設置に要する経費で、令和6年度予算が6541万円、対前年度比で1063万4000円の増となります。この要因といたしましては、学校支援員の設置に要する経費で、会計年度職員の報酬の単価の変更や勤勉手当が新設されたことにより増額でございます。主な支出といたしましては、予算書105ページの0203学校支援員設置に要する経費で、学校支援員の会計年度任用職員の報酬3967万円となります。

続きまして、事業概要説明書が54ページ、予算書は106ページでございます。

10款1項4目教育振興対策事業、増減の大きかった事項は、中学校教育振興に要する経費で、令和6年度予算が764万8000円に対しまして、前年度比934万9000円の減となるものです。主な要因といたしましては、小・中学校連携のTT非常勤の講師、この報酬等を小学校教育振興経費のほうに移管したこと、会計年度任用職員の報酬単価の変更や年間の支出見込みの精査によるものでございます。主な支出といたしましては、予算書106ページ、0101の指導主事設置に要する経費で、県から派遣されます指導主事3名分の市町村負担金2912万円となります。

続いて、事業概要説明書が55ページ、予算書は106ページとなります。

10款1項4目特色ある学校づくり事業でございます。特に増減が大きかった項目はございません。主なものは、多少の減額があるのが0202、予算書106ページでございます。子どもミライ学習に要する経費で、対象となるクラス数が減りました関係で、その講師謝礼の減額分が多少減っているものでございます。

続いて、事業概要説明書が56ページ、予算書が107から109ページでございます。

10款2項1目小学校管理運営事業で、増減の大きかった事項は小学校給食管理運営に要する経費で、令和6年度予算が2億3099万4000円、対しまして、前年度から5237万8000円の増となるものでございます。主な要因は、給食費の値上げでございます。市費負担として、1人当たり700円を負担しております。この値上げ分と下稲吉中学校区3校で、老朽化しております給食室の施設改善としての電源改修であったり、瞬間冷却器の導入工事などによるものでございます。主な支出といたしましては、予算書の108ペ

ージ、0201小学校管理運営に要する経費での小学校スクールバス運行委託費が1億9304万4000円、0202小学校給食管理運営に要する経費では、食材として購入いたします給食費1億1801万5000円、また、その調理委託費が6006万3000円となります。

続いて、事業概要説明書が57ページ、予算書は110ページでございます。

10款2項1目小学校施設整備事業でございます。増減の大きかった事項は、下稲吉小学校施設整備に要する経費で、令和6年度の予算が皆減となったわけでございますが、下稲吉小学校の給食室の実施設計の完了による減額でございます。主な支出といたしましては、予算書110ページ、0401小学校施設整備に要する経費で、下稲吉東小学校の屋上の防水工事を、1811万7000円で見積もっているものでございます。

続きまして、事業概要説明書が58ページ、予算書が111から113ページでございます。

10款3項1目中学校管理運営事業でございます。増減の大きかった事項は、中学校給食管理運営に要する経費で、令和6年度予算が1億5400万4000円に対しまして、前年度から2808万1000円の増となるものでございます。主な要因は、中学校の給食管理運営に要する経費での食材高騰によります市費負担分の増と合わせまして、給食室の電源改修工事によるものでございます。

また、主な支出といたしましては、予算書111ページ、0201中学校管理運営に要する経費では、112ページの上から5番目でございます。霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行委託費4023万7000円、0202中学校給食管理運営に要する経費での食材購入費、給食費でございますが、7426万1000円、また、その調理委託費4719万3000円となります。

続いて、事業概要説明書が59ページ、予算書は114ページでございます。

10款3項1目中学校施設整備事業でございます。増減の大きかった事項は、下稲吉中学校施設整備に要する経費で、令和6年度予算が5052万3000円に対しまして、前年度から10億6905万1000円の減となるものでございます。要因は、下稲吉中学校の屋内運動場及び武道場の新築工事の完了による減額でございます。

また、主な支出は、予算書114ページ、0401中学校施設整備に要する経費で、千代田義務教育学校屋内運動場非構造部材の耐震対策工事6121万5000円、また、0402下稲吉中学校施設整備に要する経費での新設屋内運動場の周辺の舗装工事並びに賃借しておりますテニスコートを校内に設置するための整備費用で4557万3000円となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

会計年度任用職員の採用が結構多いと思うんですけども、各部署というか、学校教育課の中でのセクションで、何人配置されているかというのを、そういう一覧にまとめていただけませんか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、部署ごとの配置人数というのを改めてお示ししたいと思いますので、結果はグリーン等で報告させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、会計年度任用職員の推移をお願いいたします。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

いつもの就学援助を聞いているんですが、令和5年度と令和6年度の差はありますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

すみません、ちょっと手元に。正式な金額の差というものはお示しできないんですが、基本的には、前年度実績に基づいて、その額から算出して、今年度の予算を組ませていただいております。

○佐藤文雄委員

積算の人数を一応出しておいてください。

それから、一住民から問合せがあったんですが、ひとり親家庭のいわゆる就学援助を受けている人が、どのくらい割合としてはいるのかなという話がありましたので、今、それを調べるように言ってありますけれども、調べられましたか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ひとり親世帯を調べるに関しましては、申請書1枚1枚をめくって、ひとり親なのかどうかをチェックしなければならないということで、かなりの作業となります。ので、相応の時間をいただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。先ほど何か出してくれと言った何か書面で、何ですか。

[「就学援助の数を、ひとり親はまだ難しいというの。時間かかると」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それは今回でなくてもいいですね、今回の予算。

[「予算と、審査と関係ないからいい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、それは後日というか、作業もかかるということですので、この議案審査特別委員会のほうには、資料提出はなしということで結構です。

そのほか何かございますか。

○小倉 博委員

予算書の114ページの0401千代田義務教育学校屋内運動場の非構造部材の耐震工事とありますけれども、これは空調関係と関連してのこともあるんでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今回の工事に関しましては、直接的に空調とは関係はしてございません。今回は非構造部材ということで、本体とは別に、いわゆる天井裏板が体育館についているので、それが地震のとき落下してしまうということですので、その危険性があるということで、それを外す工事でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算のスポーツ振興課所管分につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明いたします。

予算書15ページをお開きください。予算書15ページの中段になります。

14款1項5目教育使用料、2節体育センター使用料から7節海洋センター使用料が、市内体育施設の使用料の収入となります。2節から7節の予算額の合計493万4000円の計上でございますが、今年度中の利用状況に応じて計上してございます。

次に、予算書25ページをお開きください。下段になります。

21款5項6目1節雑入で、右側説明欄の下段、教室、講座及び大会参加料134万7000円のうち、当課が実施しますジュニアスイミング教室の受講料や市民マラソン大会への参加料など14万6000円を含めた予算計上となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして歳出でございます。事業概要説明書及び予算書にてご説明申し上げます。

事業概要説明書は68ページ、予算書につきましては、123ページ下段から125ページの中段までになります。

10款5項1目保健体育総務費、事務事業名、スポーツ推進事業でございます。各事業、令和6年度の予算額の合計1167万9000円に対しまして、前年度予算額1277万4000円で、比較増減額109万5000円の減となっております。

令和6年度の事業ごとの内訳としましては、まず、かすみがうらマラソン大会に要する経費では、前年度と同額で300万円の計上となっております。その下、市民ふれあいスポーツ推進に要する経費では、268万3000円の計上となっており、前年度とほぼ同額で、その下、スポーツ団体育成に要する経費581万6000円を計上してございます。前年度と比較しますと113万円の減となっておりますが、主な要因としましては、会計年度任用職員の勤務日数の削減に伴います報酬及び期末手当等の減額と、市スポーツ協会の補助金について、令和5年度実績に応じて計上したことによるものでございます。

続きまして、事業概要説明書69ページ、予算書は125ページ中段から127ページの中段までになります。

10款5項2目体育施設管理費、事務事業名、体育施設管理運営事業でございます。各事業の令和6年度予算額の合計1億4124万4000円に対しまして、前年度予算額1億3779万3000円で、比較増減額345万1000円の増となっております。全体的には、屋外体育施設4施設分の緑地管理業務委託費の労務単価等の上昇に伴う増額となっております。

次に、各施設の主な増減内容につきましては、事業概要説明書の事業費内訳のうち、まず、体育センター管理運営に要する経費では、前年度比較増減額115万4000円の増となっております。

予算書は125ページをお開きいただきたいと思っております。中段になります。

10節修繕料115万円の計上でございますけれども、こちらは、一般修繕費のほかに、令和6年度は体育館内の仕切りネットの修繕料40万5400円と、折り畳み式バスケットゴールの修繕料67万5125円を新たに計上したことによる増となっております。

次に、わかぐり運動公園管理運営に要する経費では、前年度比較増減額430万1000円の減となっております。主な要因としましては、今年度に高圧受電設備改修工事費385万円を実施したことによる減となっております。

次に、多目的運動広場管理運営に要する経費では、前年度比較増減額152万6000円の増となっております。

予算書は126ページをお開きください。中段になります。

14節ナイター照明設備撤去工事93万2000円の計上でございますが、こちらは老朽化に伴います多目的運動広場照明施設の撤去費用で、鉄塔は撤去せずに、照明灯のみ全灯を撤去するための費用を計上して

ございます。

また、17節体育施設管理用備品74万4000円の計上でございますが、先ほど申しました照明灯撤去に伴いまして、代替設備として、スタンド型のLED照明灯6基の購入費用を新たに計上したことによるものでございます。

続きまして、第1常陸野公園管理運営に要する経費では、前年度比較増減額1268万5000円の減となっておりますけれども、こちらは、テニスコート人工芝の張り替え工事1112万1000円や、老朽化に伴います屋外休憩施設の解体工事110万円が完了したことによる減となっております。

次に、(仮称)スポーツ公園管理運営に要する経費では、前年度比較増減額1695万2000円の増となっております。

予算書につきましては、127ページ中段をお開きください。

12節境界確定測量業務委託1650万円の計上でございます。こちらは民間事業者等による新たな公園利活用を推進するための測量業務委託費を新たに計上したことによるものでございます。

スポーツ振興課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、最後に説明あった境界、(仮称)スポーツ公園管理運営に要する経費で、境界確定測量業務委託1650万円、かなりの額なんですけれども、将来的にこれはスポーツ公園ではなくて、売却するということが何か裏にあるのでしょうか。

○スポーツ振興課長(由波大樹君)

こちら(仮称)スポーツ公園、第2常陸野公園でございますけれども、令和6年度より、以前も全員協議会のほうでご説明させていただきましたが、新たな利活用ということで、民間事業者に、今来ているところはキャンプ場の利用ですとか、そういったところを第2常陸野公園を貸し出す、または売却するというので、令和6年6月に一般公募をしまして、公園の利活用を推進するために進めているもので、それに伴いまして、当然これからになりますけれども、売却も視野に検討していかなければいけませんので、そのためには境界確定をはっきりさせておいて、今後、民間が活用するために、その敷地をはっきりさせておくということが必要になってきますので、令和6年度の予算に計上したことになります。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○矢口龍人副委員長

これは去年売買したんだよね。

[「はい」「一昨年だ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人副委員長

一昨年でしたか。売買したのに確定測量やっていなかったのですか。どういうことなんですか、よく説明してください。

○スポーツ振興課長(由波大樹君)

こちら第2常陸野公園の一部、令和4年度中に売却してございます。売却したときには全筆買収しました。その際に、個人の方が所有していた土地全筆を買収しましたので、その際には境界測量をする必

要がありませんでしたので、境界測量はしてございません。

○矢口龍人副委員長

公図で売買したということなんですか、では。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

そのとおりでございます。

○矢口龍人副委員長

私思うに、例えば何筆にもなっているから、そうすると幾つも番地があると思うんだよ。例えば、何回にも分けて買っているわけですよ、この土地は。

だから、それを今回全部まとめて1つの確定測量をして、1筆にするというか、そういう感じなんではないのかなと思うんだけど、そういう説明ではないんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

この令和6年度の境界確定測量の計上でございますけれども、これはあくまでも公園の外周の測量を決めるものでございます。要は公園も、民地と隣接している部分も当然でございますので、そこではっきり境界確定をさせてやる測量でございますので、公園内の測量は実施しません。外周の測量をやるための予算計上でございます。

○矢口龍人副委員長

要するに売買したときに、当然確定しているわけですよ、境界が。それで買っているわけだから、市は。でも、境界がないのに、買ったわけではないでしょう。だから、何で改めて、そんな2回も同じことをやるんですかということなんですよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

当然、国土調査時には境界確定をして、杭が入っているという状況でございますけれども、現地を私も見させていただいたときに、特に外周のところに、もう既に境界がない所がかなり多くて、やはりそこに杭を落としていかなければ、はっきりさせていかなければいけないということで、今回測量の予算を計上したということです。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございましたら。

○設楽健夫委員

先ほど多目的運動広場のナイター照明設備撤去工事とありましたでしょう。ここにLEDを設置するというふうな話もその後ありましたよね。これは、既存の照明灯そのものにつけていくんですか。それとも新たに何かされるんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今回、LED照明を用意しますのは、スタンド型のLEDですので自立型です。今の鉄塔に設置するものではなくて、自立型のスタンドのLED照明灯を6基購入するという内容でございます。

○設楽健夫委員

ということは、今までの鉄塔は外しますよね。その後はどういうふう考えているんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

鉄塔につきましては、現時点では撤去する予定はございませんけれども、今後、撤去を視野に検討を進めていきたいとは考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

最終的には、多目的運動広場がありますね。これの先行きといたしますか、それまで射程に入れて、こういう作業に入っているんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

多目的運動広場につきましては、現在100%借地ということで、ただ、ほかの体育施設の状況もございますので、今後市としてどういう体育施設を運用していくか、建設していくかということも踏まえて、進めていかなければなりませんので、現時点においては、多目的運動広場としては活用しつつ、今後買収または新たな場所に整備するのかということも踏まえて、検討していかなければならないと考えております。

○矢口龍人副委員長

わかぐり運動公園の体育館が老朽化して、非常に危険な状態だというふうなことで、先だって市長の話だと、下中の体育館へでも転用しようかというような話もありましたけれども。

そうすると、先ほど高圧線云々という話ありましたよね。そうすると、わかぐり運動公園をいつまで使うのか。

例えば、テニスコートの張り替えやったりとかなんとかと、何かお金をかけているんですよ、すごく。メリハリつけてやった方がいいのではないですか。ある程度計画の中でやっていかないと、無駄なことをやるようになってしまいうし、もう返すなら、例えば2、3年うちの計画で返すとか、そういうふうにメリハリつけるべきだと思うんですけども、その辺のところは、教育委員会等の内部ではどんな調整をしているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今、矢口副委員長おっしゃるように、確かにわかぐり運動公園の体育館、大分老朽化が進んでいて、一部危険な状態もございます。それと、わかぐり運動公園も100%借地ということで、当然今後のスポーツ施設の在り方については、議論が必要かと思っております。

その中で、市として、社会体育施設をどうやって進めていくのか、整備していくのかということも、実際のところまだ議論は進んでおりませんが、代替施設なども踏まえて検討してまいりたいと考えておりますが、ただ、わかぐり運動公園については、稼働率が非常に高い施設もございますので、現状では今の施設を利用しつつ、教育委員会だけではなかなか結論が出ない部分もございますので、市の執行部も含めて、社会体育施設の在り方を検討しつつ、今後廃止にするのか、それとも継続するのかというのは決めていきたいとは考えております。

○矢口龍人副委員長

これから少子化ということで、人口も減ってくるし、もともと合併した当初から、例えば2つ施設があると。例えば、旧霞ヶ浦町と旧千代田町に1つずつあったと。合併したんだから1つでいい。そういう考えであれば、それは幾らあったとして、ぜいたくで切りがないんですよ。利便性がといて、ただ、それを転がしていくのは大変なランニングコストがかかるわけですから、その辺のところももう本当に借地とかなんとかどどん返して、多少利便性が悪くても、やはりきちっとスクラップしていったほうがいいと思いますので、その辺のところもしっかりと検討して、これから計画し、つくっていただ

きたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○教育部長（坂本重男君）

先ほど課長のほうからも、今後全体的な考えをまとめていきたいというようなお話をさせていただいておまして、今年度、まずは各施設の利用状況などの洗い出しを進めていくと。

○櫻井繁行委員長

部長、今年度ということは令和5年度にやるんですか。

○教育部長（坂本重男君）

今年度中に、現時点で担当のほうで……

○櫻井繁行委員長

では、そこを明確にお話をいただければ。すみません。

○教育部長（坂本重男君）

令和5年度、利用状況などを整理して、今後の施設の利用について、内部で検討を進めるというような考えではございますので、今後、ご利用の状況、さらには使用者の要望などを踏まえながら、長期的な視野に立って、執行部共々検討を進めてまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

予算書126ページですけれども、0104戸沢公園運動広場の管理運営について。ここも前々から返還とか様々な話が出ていますけれども、これも先ほどの多目的運動公園広場と同じように、検討していくんだらうとは思いますが、どのような基本的な考え方で今いるのか、ちょっとお願いします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

戸沢公園運動広場におきましては、当初、旧志士庫小学校のグラウンドに移設するというような話もありましたけれども、現時点でまだその先の議論は進んでいない状況でございますので、当然、戸沢公園運動広場も一部借地がございますので、今後の活用については、移転とか集約とかそういったものも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

ご苦労さまでございます。

議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算に係る生涯学習課所管分について、主な内容をご説明させていただきます。

なお、公民館関係の令和6年度当初予算につきましては、この後の地域コミュニティ課からの説明となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、歳入からご説明いたします。

予算書につきましては、15ページをお願いいたします。

14款1項5目教育使用料でございます。1節の歴史博物館使用料が生涯学習課所管となりまして、合計74万6000円でございます。前年度実績相当額にて計上させていただいております。

続きまして、予算書19ページをお願いいたします。1行目になります。

15款2項7目教育費国庫補助金でございます。こちらの3節社会教育費補助金458万2000円でございます。国宝重要文化財等保存整備費補助金といたしまして、開発行為や住宅建設などに伴います埋蔵文化財の所在の有無の照会申請に対しての、試掘作業や調査報告書作成に伴う国庫補助金分としまして、そのうち248万2000円と、風返稲荷山古墳出土品の再保存修理補助金分としまして210万円合わせて458万2000円となります。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

令和6年度の人件費を含めました社会教育費全体の歳出予算としましては2億3366万5000円となり、対前年度比で比べますと4285万7000円の減ということになります。

それでは、大きく増減している事項についてのみご説明させていただきます。

事業概要説明書につきましては60ページをお願いいたします。予算書につきましては115ページになります。

10款4項1目社会教育総務費の生涯学習推進事業、令和6年度予算額615万円、前年度比較で236万3000円の減となります。主なものにつきましては、生涯学習推進に要する経費としまして、前年度比較で230万円の減ということになりますが、減額の主なものにつきましては、会計年度職員の報酬費の減が主なものになります。

続きまして、事業概要説明書につきましては61ページになります。予算書につきましては115ページの下段から116ページの中段になります。

10款4項1目社会教育総務費の地域と人づくり促進事業、令和6年度予算額が741万7000円、前年度比較で19万7000円の増ということになります。主なものにつきましては、女性団体行政に要する経費といたしまして、前年度比較でこちらのほうは16万円の減ということになります。これは、補助金の減が主なものとなります。そのほかの経費につきましては、前年度実績を基に計上しております。

続きまして、事業概要説明書は62ページになります。予算書につきましては118ページの中段から119ページの下段までになります。

10款4項1目図書館費の図書館管理運営事業、令和6年度予算額が3511万1000円、前年度比較で98万9000円の減となります。経費の主なものにつきましては、図書館運営に要する経費としまして、会計年度の職員手当の増額175万4000円と、図書館システムが令和6年度は再リースということになりますことから、賃借料が239万円の減となります。ブックスタートに要する経費につきましては、配布する図書の在庫がございますので、令和6年度に関しましては購入を見送るということで、計上はしてございません。

続きまして、事業概要説明書は65ページになります。予算書につきましては120ページ上段から121ページの下段まで、10款4項4目文化振興費になります。

文化振興施設管理運営事業、令和6年度予算額2772万8000円、前年度比較で119万4000円の増となります。主なものにつきましては、歴史博物館管理運営に要する経費としまして、こちら消防設備点検において指摘事項があったため、その対応費用分としまして、198万2000円を修繕料として計上しております。そのほかの経費につきましては、前年度実績を基に計上しております。

続きまして、事業概要説明書は66ページになります。予算書につきましては、121ページの下段から123ページ上段までになります。

10款4項4目文化財事業、令和6年度予算額1434万9000円、前年度比較351万9000円の増ということになります。主なものにつきましては、文化財保護に要する経費といたしまして、風返稻荷山古墳出土品の再保存修理・支持台作成業務委託として、国の重要文化財となりました風返稻荷山古墳出土品の保存修理としまして、刀4本を2年かけて修理する予定の初年度分の401万4000円の委託料を計上させていただきました。そのほかの経費につきましては、前年度実績を基に計上させていただいております。

続きまして、事業概要説明書は67ページになります。予算書につきましては123ページになります。

10款4項4目文化振興費の文化振興事業、令和6年度予算額が603万5000円、前年度比較で88万1000円の増となります。主なものにつきましては、帆引き船保存活用対策に要する経費としまして、文化庁から保存すべき無形文化財に選択されました帆引き網漁の技術総合調査が、令和5年度で終了となりますけれども、令和6年度につきましては、その映像制作を行うための負担金としまして、78万円を計上させていただいております。こちらの3市で行っている部分の負担金ということになります。そのほかの経費につきましては、前年度実績を基に計上させていただいております。

○櫻井繁行委員長

これは、課長、予算書の118ページの図書館管理運営事業と、事業概要説明書の62ページの数字が違うのも、さっきの学校教育課の労働災害保険料の差ということによろしいんですか。そこだけ数字が違ったので、3511万1000円と3515万1000円で、4万円差があるように見えるんですけども、ちょっとそこだけ確認します。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

今、委員長おっしゃられたとおり、予算書の119ページの一番上になります。労働災害保険料4万円、こちらの分になります。それは、先ほど学校教育課長のほうから話がありました総務課の分ということで、入っていないということになります。

○櫻井繁行委員長

これも分かりやすく、一緒になるといいなと思いますので、ぜひ今後、部長会議などでも検討してみてください、お願いします。

それでは、説明が終わりましたので、生涯学習課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

事業概要説明書の66ページのところで、刀の補修が4本ということが、令和6年度の予算に入ったということなんですけれども、令和7年度を見ると、倍以上事業経費が多くなっているんですけども、何か予定等があれば教えてください。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

こちらにつきましては、刀4本を2年度かけてやるというのが、まず令和6年度、令和7年度とありまして、令和7年度はこの支持台、支持台というのは刀を置いておく台です、台のほうも令和7年度から始まるということで、若干金額が多くなっています。

○櫻井健一委員

そうしたら、また新たにそこで直していくものが増えるというような解釈でよろしいんですね。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

継続して令和6年度より補助事業が始まっていくということで、令和7年度はそれにプラスして支持

台も増えていくというような内容でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

今の質問なんですけれども、補助事業というふうにいいますけれども、この補助事業、どこからの補助で何割というか、ちょっと教えてもらえますか。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

ちょっと暫時休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

答弁を求めます。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

こちらの補助ですけれども、文化庁より令和6年度国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化補助金交付という名称でございまして、補助率につきましては50%ということになっております。

そのほか何かございますか。

○設楽健夫委員

予算書118ページですけれども、図書館運営に要する経費で、会計年度任用職員報酬というふうにありますけれども、この人数と配置内訳を教えてください。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

こちら会計年度任用職員ですけれども、予算額につきまして増えたのは、先ほど言いました期末手当が増加になるということ、あと、人数につきましては、会計年度任用職員は図書館につきましては5名となります。

○櫻井繁行委員長

どうぞ、質問してください。

○設楽健夫委員

配置先について分かりますか。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

配置につきましては、本館が全て5名ということになります。

あと、分館につきましては、総務課の予算で身体障害者の雇用を対応しておりますので、そちらは総務課枠で1名配置になるということになります。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか何かございますか。

○小倉 博委員

ちょっと文字の確認なんですけれども、予算書の115ページ、生涯学習推進に要する経費の中で、18番の中で新治地区社会教育委員連絡協議会というのは、今、新治地区という言葉はどこで使っているんで

しょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

こちら土浦市とかすみがうら市と石岡市の3市のほうで今現在やっています。それで、今言われたように、この新治地区という名前を、もう合併して市になって、これから使っていくのかというような、ほかからも声が出ていまして、その協議会の中で、今後、話をしていくところでございます。

○佐藤文雄委員

霞ヶ浦の帆引き船の何かムービーを作るとかと言っていましたけれども、3市というのはどこですか。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

かすみがうら市、土浦市、行方市での3市でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

ここで10分程度休憩を取りたいと思いますので、あちらの時計で2時50分から再開をさせていただきます。

暫時休憩とします。 [午後 2時40分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時50分]

次に、議案第12号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

議案第12号につきまして、国保年金課長から補足説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第12号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案概要書は画面をご覧いただきたいと思います。議案集は56ページをお開きください。

今回、県交付要綱においての対象要件の拡大は内容のとおりでございます。

拡大されたことでの対象となる規模ですが、現在確認している人数で12名が対象になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

もうちょっと丁寧に説明してくれないと、よく分からない。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それではお答えいたします。

今回拡大される内容については、画面のとおりなんですけれども、追加されるアの要件ですが、療育手帳B区分を要し、今回、身体障害者手帳4級を追加することで、対象者はこの範囲では4名になります。

イの要件になります。精神障害者手帳2級と身体障害者手帳3級を所持している対象者1名、または身体障害者手帳4級を持っている方については2人が、今回対象となります。

ウの要件、療育手帳と精神障害者手帳2級を所持している対象者は現在5名把握してございます。

[「それで12名になるのですか」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長から説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第13号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

議案概要書は18ページ、議案集は58ページの内容になります。

令和6年2月8日の全員協議会で、国民健康保険税等の改正についてで説明したときに、資料要求が

ございました。追加で提出させていただいた資料について説明させていただきます。

画面をご覧ください。

令和6年度国民健康保険税等の改正について（補足資料）になります。

この資料は、これまで文教厚生委員会や国民健康保険運営協議会に提出させていただいた資料の抜粋になります。被保険者及び給付費の推移、また事業費納付金の推移に合わせ、令和6年度事業費納付金の本算定結果の比較についてまとめたものでございます。

今回の議案第13号で提出させていただいた改正案については、この結果に基づき試算を行ったものです。

表8については、令和6年2月8日に提出させていただいた資料1－3の抜粋と今回、応能応益の比率を加えてございます。また、表9については、税率改正の影響範囲をまとめてございます。

令和6年度の事業費納付金は、令和5年度の伸びに加え、前回改正を行った令和4年度と比べ、1人当たりの医療費が増加傾向にあり、2か年で大きく増額に転じてございます。事業費納付金総額の財源を確保する必要がありますが、税額の急激な増額は望まれるものでもなく、また、このところの物価上昇などの不安定な景気変動もあることから、特に低所得者への配慮として、均等割は見送り、必要経費は所得割及び支払準備基金で賄うことで方針を固めてございます。

今回の改正案は、基金の活用を合わせることで、特別会計の収支が整うものではございませんが、国保制度の構造的な課題を踏まえ、医療費適正化に取り組みつつ、医療費の推移に注視し、今後段階的に適正課税に整うように考えてございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

税制改正後の影響範囲というところがありますよね。これまではこういう世帯ではどのくらい上がるかというところがありますが、今回、そういうアップを見越したような中身がないんですが、そういう試算はしていると思うんですよね。それは作っていないんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

令和4年度から課税方式が2方式化しており、最もシンプルで分かりやすい方式を採用してございます。さらに今回の見直しは、均等割については据え置き、所得割のみの見直しとなっております。影響の範囲は、家族構成や職業等に関係なく、画一的に所得のみの影響範囲となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

例えば、3人家族であるとか、農業従事者であるとか、対象とした税率の調整とかはできないので、統計は取ってございません。

○佐藤文雄委員

大体これは上がることにはなるわけでしょう。全体的に税額が変わらない世帯というのは0件でしょう。あとは、税額が増になるというのが。

変わらない世帯が40.5%ですか。後の6割が上がりますよということなんでしょう、これを見ると。

○櫻井繁行委員長

答弁もらえますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それで、私は試算をしてみたんです。所得がある人が、今度はまた上がってしまうということになるわけですね。

例えば、所得が200万円で3人、子ども1人という条件と介護保険1人という条件でやってみますと、私のほうの計算ですから、正確性があるかどうかは別にして、一応全部データを入れてやってみると、4万3990円、14.8%上がってしまうんです。

それから例えば、かなりの例をやっているから、ごめんなさい。

40代で単身の人、これは150万円の所得がある人。これを見ると、40代ですから介護関係はありません。2万2470円、16.4%という中身です。

それから、40代でひとり親、18歳未満の子2人の場合、これは均等割が後で還元されるということになっていますが、それは置いておいて、この方の場合は介護はありませんから、そうすると4万3470円、16.2%アップということで、この保険で所得のある人のレベルによってかなり上がると。14%から16%ぐらい上がるというのが、私の試算なんです。

だから、一応国民健康保険に入っている人はどういう構成なのかを分かっているわけでしょう。そういう構成の中の例をやはり示していかないと、みんな計算なんか分からないんですよ。いったい自分がどのぐらい上がるのか。

決まってからではなくて、決まる前にこういう状況だというのが、皆さんに分からないで、所得ある人上げますよと。オーケーですというわけにいかないんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおりかと思えます。

しかしながら、先ほども説明したとおり、画一的な所得にある方への税率の見直しということになりますので、単に医療分、後期分を足した税率が、2.1%増える。あと、医療・後期・介護を足したものがプラス2.8%増えるというふうな解釈で、計算はできるのかなと考えておりまして、私どもではそういった計算は、統計は取ってございません。

○佐藤文雄委員

無責任だよ。だって、自分の国民健康保険税を、自分で各国民健康保険加入者が、全て計算できると思っていますか。

ですから、こういう一定の階層も含めて、データあるわけでしょう。あれば、あなたたちはエクセルでもアクセスでもいいですけども、そういうもので出せるようにしておかなければいけないんじゃないですか。いかがですか。

そんな税率などで計算できますよなどと言うのは、無責任だよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

周知のときは、広報誌等でそういったケース分けして周知しようと考えてございます。

○佐藤文雄委員

決まる前に出しなさいと言っているんだよ。決まってからこうですというのは、いけないではないですか、市民無視でしょう。市民に全くそういうのを示さないままに、出しているというのはおかしいと思いますよ。

こうになりましたから、あとはこういう計算式ですから、どうぞ。結果的に数値が来たら、上がっている。どうなんでしょうか。

それぞれ皆さん計算できますか。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

暫時休憩します。 [午後 3時 5分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時 6分]

改めて答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど申し上げたとおり、今回の改正案については、至って単純な内容で、分かりやすい内容と理解していましたので、集計上は行っていませんでしたが、佐藤委員のおっしゃる対応も理解できますので、後日集計をして、ガルーン等で提供させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

大体標準的なものというのもあると思うんだよ。そういう人たちの例を、少なくともそういう例を出してあげるといことは必要なことだと思います。

今、ガルーンで出してくれると言っていたから、一步前進だけれども、本来ならばそれを前にやってもらいたいんだ。

実際に、今、議員の中で、半分近く国民健康保険ではないかというふうに言われているけれども、議員の皆さんでもこういう国民健康保険の計算式そのものを、これで自分がどのぐらい上がるかというのを試算している人というのは少ないと思うんですよ。だから、この審議が、基本的に事前に出しておかないと、この100円以上、1万円、5万円、10万円以上は、俺はどれだっぺ、などという感じになってしまうのではないですか。

そういうのをやはりシミュレーションできるから、それを出してほしいということだったんです。やるというんだから、やってください。では、それでしょうがないですね。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

国民健康保険でこれを見れば分かるけれども、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、こういう70代、私は70代になってしまいましたが、結構医療費はかかると思うんですけども、実際に今、調定の世帯算、令和4年度のときに出してもらいましたよね。これが70代以上の人は4割なんですよ。60代が25%、50代が13%、40代が10%という若い20代、30代の人というのは少ないんですよ。

それから、職業別もありますけれども、職業別では、今、言いますけれども、無職、これは恐らく年金だと思わなければならない、これが55%です。それから農林水産業はほとんどいません、1%。それから自営業が5%、被用者というのは恐らく非正規労働者だと思わなければならない、35%になっています。これは令和4年度の統計ですけれども。

その中で、特に問題なのは滞納世帯なんです。滞納世帯で統計が出ていますが、それをちょっと私がつくりましたけれども、70代の人滞納世帯については、滞納は70代の方は意外と割合が少ないんです。滞納の割合というか、滞納している人は3.6%で、20代の方は28%、全体の3割ぐらいの人が滞納してしまっているんだよ。40代も同じ、20%。50代が同じく20%ぐらいというような状況で、所得がある人がここでまた賦課されれば、払えなくなってしまう。こういう現実があるんですよ。

私は何回も言っていますが、県の方で一般会計からの法定外の繰入れをやめろと。でも、これは国では、やめろとは言えないんです。実際に繰入れをしないと、本当に払いたくても払えないという現実があると。こんなときに税率を上げたら、大変なことになるということで、ますます国民皆保険を崩す中身だということで反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

議案第6号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案集は35ページからになります。議案概要書は9ページ、10ページになります。

本条例につきましては、社会教育法の適用を受ける公民館施設等の位置づけを見直し、誰もが気軽に利用できるコミュニティ施設として運営するため、条例を制定するものです。

地域活動の活性化、交流及び文化の向上に向けたコミュニティ活動の拠点として、それぞれ3つの中学校区に地域の中心となるコミュニティセンターを置き、また、霞ヶ浦地区においては、旧地区公民館を改め、5か所のコミュニティステーションを設置いたします。

本条例において、コミュニティ施設に置き換わる既存公共施設の運営規定も一本化されることなどか

ら、附則において、市働く女性の家の設置及び管理に関する条例外4本の条例を廃止とするほか、影響を受ける6本の条例が改正となります。

このうち、公民館設置及び管理等に関する条例は、組織、事業の拠点となる施設として、霞ヶ浦公民館を霞ヶ浦コミュニティセンター、現在のあじさい館になります。それと、千代田公民館を千代田コミュニティセンター、旧志筑小学校になります、そちらに位置づけるほか、新たに下稲吉公民館を下稲吉コミュニティセンター、現在の働く女性の家になります、に位置づけることとなります。

なお、施行年月日は令和6年4月1日となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ほかのコミュニティステーションというのは、現在公民館として役割を果たしている場所だということの理解でいいですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちらのコミュニティステーションにつきましては、霞ヶ浦地区の旧地区公民館をコミュニティ施設化するというので、各支館、霞ヶ浦地区でいうところの下大津支館、牛渡支館、安飾支館といった公民館の支館活動の拠点として、コミュニティステーションという呼び方で位置づけるものでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○久松公生委員

確認といたしますか、教えていただきたいんですけども、今、霞ヶ浦コミュニティセンター、現在のあじさい館ということでしたが、これは名称ですので、あじさい館という看板が全てなくなって、コミュニティセンターというふうになるのは、令和6年4月1日からという理解でよろしいのでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

委員ご指摘のとおりでございます。ただ、あじさい館という名称、これまでもずっと使われてきておりますので、愛称、通称としては残るかと思えます。霞ヶ浦コミュニティセンターという名称に変わります。

○櫻井繁行委員長

質問そのほか。

○久松公生委員

そうすると、では、あじさい館という看板等はそれは残っていますが、両方残るということですか。両方示されるということですか、今後の話になってしまうんですが。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

失礼しました。看板のほうは霞ヶ浦コミュニティセンター一本になります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○久松公生委員

そうなってくると、おのずと今の働く女性の家も下稲吉コミュニティセンターとかというふうに変わるという考えでよろしいですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

この条例上、この名称でということですので、働く女性の家は下稲吉コミュニティセンターという名称に変わります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人副委員長

なんでこのコミュニティセンターとコミュニティステーションという名前にするんですか。どういうわけで、何か理由があるんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

コミュニティセンターにつきましては、いわゆる今現在の霞ヶ浦中学校区、下稲吉中学校区、千代田義務教育学校区に、それぞれ中学校があるわけなんです、そちらのほうに大きな地域の拠点として位置づけるので、コミュニティセンターという名称にしました。

これに対して、霞ヶ浦地区におけるコミュニティステーションと名づけましたのは、もう少し小さい範囲で、旧下大津地区であるとか旧安飾地区といった旧地区の単位ごとに設置するコミュニティ施設ということで、一応名称を分けて、分かりやすいように名称をつけております。

○矢口龍人副委員長

すごく分かりづらいんですよ。

要するに、中学校単位でコミュニティセンターがあればいいということだと思っただけでも、そうすると、千代田地区にはないわけだ、このコミュニティステーションというのは。だから、何でそんなふうに差別化するわけなんです。千代田地区にも造るんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

現在、霞ヶ浦地区で旧地区公民館の設置・管理条例というものがございます。この条例がいわゆる社会教育法の適用は外した施設として、今運営はしているんですけども、ちょっと中途半端な位置づけになっておりまして、こちらの条例を廃止して、コミュニティ施設の条例に一本化するというのが1つあります。

それから、千代田地区にないということございまして、こちらに関しては、今後それぞれの地区にこういった、霞ヶ浦地区でいうところのコミュニティステーションを置いていくことについては、今後、検討を進めていく予定でございます。

○矢口龍人副委員長

何かすごく分かりづらいというか、もう少し一本化するというか、ずっと前から支館があったから残すんだという考えではなくて、もっと前向きに捉えたほうがいいと思うんですよ。

これを残してしまったら、また、非常に難しい組織になっていってしまうと思いますよ。せっかく合併したんだから、そういう昔のことはもう水に流してすっきりさせて、やっていくような方向を本来であれば取らないと、非常に分かりづらい。

支館に館長がいるとか、それは全く千代田地区にはないわけだから、そんな組織もないし、もちろん条例適用になっていないし。

だから、合併したんだから、いつまでもそういうのを引きずっていないで、もう少しすっきりさせるべきなんではないですか。と、私は思います。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘真摯に受け止めたいと思います。

条例のほうと実際の運用のほうもきちんと整理した形で、これから運用していきたいと思います。ありがとうございます。

○設楽健夫委員

しっかり答えなければいけないと思いますけれども、コミュニティセンターの設置の法律は、社会教育法における公民館法によって支えられているんです。土浦市もコミュニティセンターという方式にやっていますけれども、その設立の根拠は、公民館法なんです。そこに社会福祉協議会を入れて、コミュニティセンターというふうに持ってきているんです、もう十数年前です。これは県の指導も入って、そういうふうにしましたけれども。

それで、霞ヶ浦地区の公民館については、公民館法にのっかって、分館組織をつくっているんですよ。その分館制度をどういうふうにしていくのかということについては、きっと協議をしていく必要があるんですよ。

千代田地区には分館制度はありません。昔はあった。でも廃止された。

そういう歴史的な背景があるので、そういうものをきちっと法律に基づいて整理をしていくということが、これは文教厚生委員会でも話をさせてもらいましたけれども、気をつけていかないと、法律の根拠がどこかにいってしまうんですよ。

[「全く理解できない」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

全く理解できないと言っているでしょう。

○櫻井繁行委員長

質問してください。

○設楽健夫委員

はい。それで分館制度から、公民館法からきちっと説明をしてください。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

公民館法におきましては、公民館組織と事業としての面と、組織の拠点としての面の、両面の意味合いがございます。

今回、このコミュニティ施設に関しましては、その公民館法の部分でいいますと、施設そのものはコミュニティ施設のほうに移るわけなんです、公民館の組織や事業はそのまま残ります。

霞ヶ浦地区に関しましては、今、設楽委員おっしゃられたように、分館制度を設けております。対して、千代田地区はそういった組織がございませんので、今後、市としましては、千代田地区へのそれぞれの地区ごとの集会施設、それから当然、避難所としての位置づけも必要になってくるかと思っております。

で、そういった集会施設を中心に、霞ヶ浦地区と均衡が取れるような形で進めていくというような検討を進めるということで、ご理解いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

○矢口龍人副委員長

霞ヶ浦地区と千代田地区を差別、区別しないようにしてもらいたいということなのよ。同じ行政の中で、片方はある、こちらはないなどと、そういうことはあり得ないことですから、もう少しきちっとまとめてください、行政側として。お願いします。もう合併して20年にもなって、まだ中身の違うようなやり方というのは、非常に私はおかしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらは要望ということで、ご答弁は結構です。

そのほか何かございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号のうち市民部の所管に係る部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

それぞれの担当課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、地域コミュニティ課所管の補正予算案について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案集71ページをお開きください。

第2表繰越明許費の追加に関しましては、一番上の段、2款1項自治振興に要する経費7751万5000円につきましては、下大津地区コミュニティ施設の整備に要する経費について、繰越しをさせていただくものです。

次に、議案集81ページ、議案概要書は27ページをお願いいたします。

2款1項8目生活安全対策費の需用費500万円の減額につきましては、防犯灯の電気料が当初見込みより下がったため、400万円の減額となります。それから、カーブミラー等の交通安全施設の修繕箇所が

見込みより少なかったことによる100万円の減、合わせて500万円の減額ということになります。

続きまして、2款1項9目地域振興費の地域集会施設整備費補助金1275万円につきましては、当初予定していた集会施設整備が見送りとなったため、減額するものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

それでは質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○環境保全課長（越渡貴之君）

議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）に係る環境保全課所管分について、ご説明させていただきます。

議案概要書は28ページの中ほど、議案集は85ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健衛生対策費、01保健衛生広域事業、01火葬場運営に要する経費、内容は石岡地方斎場組合の運営に係る負担金となりまして、落雷により故障した非常用発電機修繕工事に関し、当初に想定されました追加修繕工事が発生しなかったことによりまして、197万5000円を減額するものです。

次に、7目環境保全対策費、01環境保全事業、02環境保全に要する経費、内容は特定外来生物等処分業務委託としまして、アライグマなどの処分に係る費用100万円を減額するものです。減額理由でございますが、本件は、令和5年第3回定例会におきまして、198万円の増額補正を行いました。第3・四半期以降、捕獲頭数が減少に転じたことによりまして、減額するものでございます。

次に、02水質保全事業、01浄化槽設置整備に要する経費、内容は浄化槽等設置事業補助金となりまして、本年度60基の設置を計画しておりましたが、設置の実績が17基にとどまることを見込まれるため、3048万5000円を減額するものです。

なお、直近2年の実績は、設置計画数60基の半数程度となっております。このことを踏まえまして、令和6年度の当初予算につきましては、48基で予算を計上してございます。

次に、03廃棄物対策事業、01不法投棄対策に要する経費、内容は年度途中で会計年度任用職員1名の退職により、報酬及び厚生年金保険料合わせて170万円を減額するものでございます。

次に、02一般廃棄物処理に要する経費、初めに、リサイクルを目的として分別収集をしておりますプラスチック製容器包装処理業務委託でございますが、収集量の増加を見込みましたが、前年度並みの収集量にとどまることが想定されるため、210万円を減額するものでございます。

続いて、霞台厚生施設組合負担金でございます。旧焼却施設解体工事の入札におきまして、落札金額が予定価格を大幅に下回ったことに伴いまして、4678万9000円を減額するものでございます。

最後にリサイクル推進に要する経費、内容は、地区子ども会等によります空き缶拾いの自主的活動に対して交付しております資源物回収事業補助金に関しまして、実績が減速していることから、35万円を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今の議案集85ページの0303の資源物回収事業補助金がありますね。これは今、何団体になっていますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

申請団体数は16団体、うち令和6年2月末現在で交付しているのは9団体となっております。3月に入ってから、実績が上がってきております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○市民課長（小山久生君）

市民課所管の歳入歳出についてご説明いたします。

歳入については、議案集の76ページ下段をお願いします。

15款2項1目1節総務費補助金の説明欄の1段目と3段目になります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省）66万円と同補助金の（法務省）162万8000円は、住民票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記を実現させるとともに、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの連携を行うための補助金です。

続きまして、歳出については、議案集の82ページ上段をお願いします。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳等事業、住民基本台帳事務に要する経費の12節住民基本台帳システム改修委託66万円は、歳入の総務費補助金でご説明した内容のシステム改修に要する経費です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

最後の議案集82ページで、今、0202住民基本台帳事務に要する経費というふうにありますけれども、何がどのように変わろうとしているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○市民課長（小山久生君）

歳入でご説明しました住民票、現在氏名欄には漢字表記のみになっておりますが、振り仮名を記載するようなシステムに変更するものです。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。続けてください。

○市民課長（小山久生君）

失礼しました。マイナンバーカードへ氏名及びローマ字表記も行うということも含まれております。

○設楽健夫委員

住民票の、今聞こうとしているのは、振り仮名、ローマ字で、マイナンバーにも振り仮名を振っていくということで、何をやろうとしているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○市民課長（小山久生君）

マイナンバーカードに関しましては、現在漢字のみの表記になってございますが、同姓同名の方に関しまして、同一人物が……。失礼しました。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時39分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時40分]

答弁を求めます。

○市民課長（小山久生君）

失礼いたしました。

振り仮名が記載されることのメリットに関する説明ですが、行政機関が現在保有している氏名の情報においては、多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でも様々な字体がございます。変則な字体もございますので、外字と言われておりますけれども、それにおいて、データベースの作業が複雑になりまして、特定の検索などに時間を要するというので、氏名の振り仮名が戸籍上特定されることで、データベース上の検索の処理が容易になり、誤りを防ぐことが可能だということがメリットとして挙げられるということです。

○設楽健夫委員

先ほどの議案集76ページの説明で、社会保障・税番号制度システム整備補助金という説明の中で、住民票に振り仮名を振っていくと。住民基本台帳との連携のためという説明をされましたよね。ということは、この税番号制度のシステムのデータと住民基本台帳のデータをマッチングさせてつなげていくために、この振り仮名を振っていると自分は理解したんですけども。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○市民課長（小山久生君）

委員の見込みのとおりです。

○設楽健夫委員

ということは、今までの住民基本台帳と税番号制度のというか、マイナンバーカードの基本台帳と、2つの台帳がリンクして動いていくという基本的な流れの中に入っていくということですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○市民課長（小山久生君）

そのとおりです。

○櫻井繁行委員長

そのほかありますか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の補正予算について、説明をさせていただきます。

議案概要書は25ページ、議案集82ページからお願いいたします。

下から2枠目の事業、3民生費、1項6目医療福祉費に計上する入院・外来自己負担金について、200万円の減額、後段に移りまして、7目国民健康保険費、国民健康保険事業について、保険基盤安定負担分等の交付見込みに伴う繰出金の補正でございます。

議案集83ページに目が変わりまして、8目後期高齢者医療費について、保険基盤安定負担分等交付見込みに伴う繰出金の補正でございます。

財源の国・県負担金につきましては、ページが戻る形になりますが、議案集76、77ページをご覧ください。

交付決定見込みに基づき、補正を行ってございます。

あわせて、議案集78ページの中央、後期高齢者医療特別会計からの繰入金として、令和4年度決算に伴う医療費療養給付負担分の精算として、繰入金を計上いたしました。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第19号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

議案概要書は41ページ、議案集92ページをご確認願います。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ1232万3000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ43億5575万円にするものでございます。

議案集97ページをご確認願います。

1款1項1目国民健康保険税に計上する現年度分の保険税の減額分になります。当初見込んだ被保険者数の見込みが下回ったことから、減額の補正を行うものです。

続きまして、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金に計上する保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税分、国保財政安定化支援事業分それぞれについては、繰り出し基準の確定見込みに伴う減額の補正及び産前産後保険税分につきましては、令和5年度分として6万4000円を計上いたしました。

議案集98ページをご確認願います。

歳出予算の補正になりますが、7款基金積立金、支払準備基金積立事業に計上します積立金980万6000円です。令和4年度の実質収支繰越金から保険税の補正分、国庫返還金を差し引いた金額を、後年度の年度間調整の財源として積立てを行うものです。令和4年度においては、基準内繰入れを行っており、一般会計の精算は行わないことから、全額を基金に積み立てます。

続きまして、8款諸支出金、1項5目その他償還金に計上する国庫負担金等返還金につきましては、計上する251万7000円のうち、保険者努力支援分107万9000円の返還金を計上するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基金積立金が増えたということになりますよね、980万6000円。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

基金積立金については、令和4年度の決算上の剰余金として、地方財政法に基づき、可能な範囲で積立てを行うものでございます。

○佐藤文雄委員

答弁になっていないだろう。積み立てたんだらう、980万円。増えたんではないですかと言ったんですが、答弁になっていない。

○櫻井繁行委員長

それでは改めて答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

こちらに計上する980万6000円の内容ですが、令和4年度に決算で生じた剰余金、繰越金です。そちらを法に基づき、令和5年度の歳出の積立金として計上するものでございます。

○佐藤文雄委員

増えたんですかと聞いているんですよ。増えたんですよね。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これは予算の概要資料ありますね。ここに基金残高がありますよね、国民健康保険支払準備基金2億7340万5000円。これとの整合性はどういうふうになっているのでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

暫時休憩をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時51分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時00分]

改めて答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど確認してきました。こちらの補正予算の積立金もこちらの残高に足されております。

○櫻井繁行委員長

補正予算ですから金額をしっかりと答弁いただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変失礼いたしました。今回補正予算に計上した積立金980万6000円につきましては、手元資料1の予算の概要11ページの基金残高の状況における令和5年度末（見込み）の中に計上してございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号 令和5年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第20号 令和5年のかすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要書は43ページ、議案集99ページをご覧ください。

補正額は歳入歳出予算額にそれぞれ3546万1000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ10億3646万1000円にするものです。

議案集104ページをご覧ください。

1款1項2目普通徴収保険料に計上する2500万円につきましては、被保険者数の増による保険税の増

加分について補正をするものです。

続きまして、3款繰入金、1項3目保険基盤安定繰入金については、基準額の確定に伴い減額補正をするものでございます。

議案集105ページをご覧ください。

2款後期高齢者広域連合納付金につきましては納付金の補正となりますが、歳入で計上した保険料及び保険基盤安定繰入金を充てております。

3款2項1目一般会計繰出金については、令和4年度の実質収支のうち療養給付費負担分繰入金の実績に伴う精算金を一般会計に繰出金として補正するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

2500万円、これは後期高齢者の人数が増えた、で保険料が入ったと、それが2500万円。人数は何人から何人になったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

当初試算で6,432名を当初予算として見込みました。本年度の異動で年間平均で6,782名が見込まれますので、その増加分を今回見込んでございます。

[「何人分なのそれは」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

課長、続けてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

当初は6,432名です。令和5年度の平均が6,782名、350人増加いたしますので、そちらに対する補正になります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号のうち、市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

それぞれ担当課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、地域コミュニティ課所管の予算についてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

予算書14ページをお願いします。

12款1項1目1節の交通安全対策特別交付金554万9000円は、交通違反反則金を財源として総務省から交付されているものです。交通安全施設の整備、修繕に活用しております。

予算書15ページをお願いします。

14款1項1目2節のかすみがうらコミュニティセンター使用料503万4000円は、現在のあじさい館の浴室、カラオケ等の使用料となります。こちら27万円の増額で計上してございます。

予算書17ページをお願いいたします。

中段、15款2項1目1節の地域少子化対策重点推進交付金75万円につきましては、歳出のほうは予算書43ページになりますが、移住定住・結婚支援に要する経費の結婚新生活支援事業補助金に充当となります。補助率は国庫補助金で2分の1ということになります。

予算書26ページをお願いいたします。

21款5項6目1節、中段よりやや上側ですが、自治総合センターコミュニティ助成金180万円、これは一般財団法人自治総合センターによる宝くじの売上げを原資とした社会貢献事業として地域住民のコミュニティ活動に必要な備品に対し助成をするものです。令和6年度は柏崎行政区の集会施設備品に対し助成をする予定です。歳出のほうは予算書42ページで、自治振興に要する経費の自治総合センターコミュニティ助成金に充当となります。

歳入は以上になります。

続きまして、歳出について大きく増減している事項を中心にご説明をさせていただきます。

事業概要説明書は10ページ、予算書は41ページの下段になります。下の段になります。

2款1項8目生活安全対策事業、交通安全対策に要する経費4687万3000円、令和5年度からの647万1000円の増額につきましては、防犯灯に係る電気料金の高騰による増額となっております。ほかは同程度の予算を計上してございます。

次に、地域安全対策に要する経費の1213万2000円のうち、14節のカメラつき防犯灯設置工事462万8000円、新規事業ですが、こちらは児童生徒の下校時を中心に不審者情報が多数寄せられている状況に鑑みまして、新たにカメラつきの防犯灯約20基を市内各所に新たに設置し、犯罪の抑止を図るものです。

また、18節負担金補助及び交付金で、50万円を限度に事業費の2分の1を補助する空家解体撤去補助金につきましては、令和5年度当初で2件100万円、補正予算で2件100万円を追加させていただいた経緯もありまして、令和6年度につきましては4件分200万円を計上しております。ほかは同程度の予算でございます。

続きまして、事業概要説明書11ページ、予算書は42ページの中段です。

9目1節自治振興事業の自治振興に要する経費1996万4000円につきましては、令和5年度比1345万9000円の減額となります。主に地域集会施設整備補助金の活用予定の行政区が集会施設の修繕で7万8000円の見込みにとどまったことによるものでございます。ほかは同程度の予算の計上でございます。

続きまして、事業概要説明書12ページ、予算書は42ページの下段、2節市民共同事業、男女共同参画推進に要する経費8万4000円につきましては、令和5年度比328万9000円の減額となりますが、こちら男女共同参画計画策定業務の完了によるものでございます。ほかは同程度の予算の計上でございます。

続きまして、事業概要説明書13ページ、予算書は43ページ、移住定住促進事業、移住定住・結婚支援に要する経費435万9000円につきましては、令和5年度比1956万8000円の減額となります。これは平成31年度に開設しました婚活サポートセンター事業について見直しを行いまして、登録者数の減少や固定化によりマッチング、お見合いが困難となったことから当該事業を終了すること、また、令和3年度から新型コロナウイルス感染症対策の長期化による地方移住ニーズの高まりを踏まえて、時限措置として本市へ移住する方の住宅の取得に要する費用の一部を助成する移住促進住宅取得支援事業を実施してきましたけれども、同感染症の5類移行を受けて市単独である事業について見直しを行いまして終了とするから大幅減となったものでございます。

なお、結婚支援事業につきましては、一般社団法人いばらき出会いサポートセンターと連携しながら、同センターへの登録料の助成事業を新たに実施するなど、今後も結婚希望者をサポートしていくことといたします。

続きまして、コミュニティ施設管理事業、霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費1億966万1000円につきましては、あじさい館管理に要する経費からの計上科目変更によるもので、令和5年度比2063万5000円の増額となります。これは主に空調設備改修のための実施設計業務委託1828万2000円を計上させていただいたことによるものです。

続きまして、予算書は45ページ、コミュニティステーション管理に要する経費207万5000円につきましては、旧地区公民館管理に要する経費からの計上科目変更によるもので、令和5年度比264万5000円の減額となります。これは会計年度任用職員の人件費の削減等によるものです。

続きまして、予算書87ページに飛びます。

7款1項2目消費者支援事業、消費者支援に要する経費1492万9000円につきましては、令和4年度から消費生活センター相談業務を外部委託しておりまして、これの業務の拡充をすることに伴いまして令和5年度比418万7000円の増額で計上しております。

最後に、事業概要説明書は63ページ、予算書は116ページ下段になります。

10款4項2目公民館活動推進事業、霞ヶ浦公民館講座に要する経費2537万6000円につきましては、令和5年度比2462万5000円の増額ですけれども、こちら現あじさい館の視聴覚室のLED化工事設計業務委託及びLED照明器具の更新工事の計上によるものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

ちょっと確認なんですけれども、15ページの霞ヶ浦コミュニティセンター使用料の503万4000円なんですけれども、これはカラオケだけで、入浴は関係なくてカラオケだけでよろしいんです。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちら浴室とあとカラオケ、それからトレーニング室、こちらの使用料ということになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

分かりました。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

それでは、議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算に係る環境保全課所管分についてご説明いたします。

初めに、歳入となります。

予算書21ページをご覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生県補助金、1節保健衛生費補助金、備考欄一番上の浄化槽設置整備事業補助金763万8000円、こちらは浄化槽設置に係る県補助金となります。前年度比較で21%減、207万6000円の減となっております。減額の理由でございますが、直近2年の単年度実績なんです、設置計画数は60基の半数程度となっております。このことを踏まえまして減額しての予算計上とさせていただきます。

続いて、次に同じ枠内にあります自立分散型設備導入促進補助金100万円、こちらは家庭用電池設備の設置補助金となります。設置に当たりまして県から1基当たり5万円を限度として補助金が交付され、市の補助金5万円と合わせますと10万円の補助となります。こちらは前年度同額となります。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出となります。

予算書は77ページをご覧ください。事業概要説明書は14ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境保全対策費、01環境保全事業、0102環境保全推進に要する経費、予算額826万7000円、前年度比較で1017万3000円の減額となります。主な内容ですが、特定外来生物等処分業務委託で594万1000円、こちらはアライグマ等の捕獲処分の費用となります。

捕獲数の増加により前年度当初予算比較で50%増、198万円の増となっております。

次に、自立分散型エネルギー設備導入促進補助金200万円、こちらは前年度同額となります。こちらは県の推進する事業で活用した家庭用の蓄電設備の設置補助金です。1基当たり県と市で各5万円、計10万円の補助金交付となります。減額の主な要因でございますが、こちら環境基本計画が令和4年度で策定終了となるのが要因でございます。

続いて、0104公害防止対策に要する経費、予算額516万4000円、前年度比較で2.1%の減、11万1000円の減となります。こちらは市内の河川等の水質、土壌、臭気、騒音等に関する環境基準の調査となります。

中身としましては、初めに市内の河川や地下水、工場、ゴルフ場などの水質調査、土壌調査を行う河

川水質等調査業務委託335万9000円、前年度比較で3%の減、10万5000円の減となります。

次に、悪臭防止法に基づき悪臭等の臭気測定を行う臭気測定調査委託41万4000円、前年度比較で15%の減、7万3000円の減となります。

最後に、騒音規制法に基づき、市内の主要幹線道路を対象に騒音の評価を行う自動車騒音常時監視調査業務委託107万5000円、前年度比較で9%の減、2万9700円の減となります。

次に、予算書は78ページ、事業概要説明書につきましては15ページをご覧ください。

02水質保全対策事業、0201浄化槽設置整備に要する経費、当初予算3111万1000円、前年度比較で22%減、901万5000円の減となります。内容は浄化槽設置事業補助金2983万5000円、前年度比較で23%の減、902万1000円の減となります。こちらは水質保全及び生活環境の向上を図るため、家庭雑排水の適正処理と周辺水質浄化を行うため浄化槽の設置に対します補助となります。減額の要因としましては、直近2年単年度実績の設置計画は60基でございますが、実績としましてはその半数程度となっております、このことを踏まえまして予算を48基で計上いたしました。

次に、予算書は79ページ、事業概要説明は16ページをご覧ください。

最後になります。03廃棄物対策事業、0302一般廃棄物処理に要する経費、予算額3億9758万6000円、前年度比較で38%の増、1億8万2000円の増となります。内容としましては、家庭系ごみの収集業務となりまして、家庭系一般廃棄物収集業務委託1億5981万3000円、前年度比較で6%の増、916万8000円の増となります。要因といたしましては、人件費及び燃料費の上昇によるもののほか、令和6年度は年末年始の休日が長期となるため、市民の生活を考慮いたしまして収集回数を臨時的に追加したことによるものでございます。

次に、霞台厚生施設組合負担金2億2774万1000円、前年度比較で81%の増、1億210万3000円の増となります。内容としましては、施設の運営のほか、旧焼却施設解体工事の実施によるものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

浄化槽の件だけれども、60基が半分の実質的には17基だったでしょう。48基でも数字が多いんじゃないかなと思うんだけど、これは必要だから計上していたと思うんだけど、これはなぜこれが伸びないのかというのを解析しないと、また同じような繰り返しになってしまうんじゃないですかね。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

昨年は35基の実績となっております、令和5年度はまだ決算はしてありませんが17基の見込みとなっております。前年度の半分程度という実績でございますが、広報やホームページで啓発はしておりますが、なかなか伸び悩んでいるのが現状でございます。5人槽当たりの設置費用なんですけど、70万円から80万円と言われております。そのうち市の補助が36万円ということになりますので、自己負担も決して安いものではないということになってきます。そういったところも一つの理由としては考えられるのかと思います。ただ、そのほか、一般的な転換が進まない理由として、単独処理浄化槽の場合はもう水洗化が終わってしまっているというところで、生活する上で特に転換の必要性を感じないといったちょっと現実があるとよく言われております。我々としても今後も啓発活動に努めまして設置に向けて努めてまいりたいと思います。

○佐藤文雄委員

歯切れの悪い答弁です。だから、実際に必要な浄化施設というか、これはどのくらいあるのかというのは具体的に調査しているんですか、例えば千代田地区と霞ヶ浦地区でやらなきゃいけないものがどのくらいあるのかという数字はつかんでいるんですか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

実績といいますか数字につきましては、市町村別汚水処理人口普及状況というものが毎年度の前年度のもので発表されるんですが、そういったもので計算をしております。それに基づきますと、未処理人口は2,360人強となっております。

○佐藤文雄委員

だから、人数の把握というのはこちらでやっているんじゃないでしてそういう統計でやっているわけでしょう。だから、現実にはどういう地区にあるのかというのを具体的に個数で捕まえないとアタックしようがないんじゃないですか。それを計画を練り直すということが必要だと思うんですが、そういう作業はやらないんですか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

合併処理浄化槽を入れていない方を正確に把握するのが難しいという現状がございますので、啓発等でとどまっているのが現状でございます。

○佐藤文雄委員

理解できないよ。目標つくっているのに大体どのぐらいの地域にそれがあるのかというのを調査ぐらいしてよ。調査した上でご理解くださいって言ってください。調査する方法もやっぱり考えたほうがいいんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

こういった形で把握できるのか佐藤委員の今おっしゃったことについて調査してまいりたいと思います。どういうふうな把握の仕方があるのかというのは模索していきたいと思います。その上で、17基という実績になる見込みであるということで、今皆様大変低い数字だなということで思われていると思うんですが、先ほど申し上げました令和4年度の市町村別汚水処理人口普及状況、こちらでかすみがうら市の処理状況は93.9%となっております。近隣市の状況を見ますと、石岡市で88.2%、小美玉市で85.1%、茨城町で73.3%となっておりますので、決して本市が低いわけございませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

予算書77ページの0104臭気測定調査委託ってありますけれども、今臭気測定をしている場所というのは何箇所でもどの辺に分布していますか。

○環境保全課長（越渡貴之君）

臭気測定につきましては……

○櫻井繁行委員長

すみません、令和5年度の実績ですかね。当初予算ですから来年度の計画をお聞きしたほうがいいんじゃないですかね。令和6年度の計画でよろしいですかね。

じゃ、答弁をいただきたいと思います。

○環境保全課長（越渡貴之君）

畜産関係の事業所3か所を対象としております。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、ありますか。

○設楽健夫委員

畜産関係といますか、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境保全課長（越渡貴之君）

養鶏関係で2者、養豚関係の1者で計3か所となっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結したいと思います。

続いて、説明を求めます。

○市民課長（小山久生君）

それでは、市民課所管の歳入歳出について、主なものまたは前年度と比較しまして大きく増減している事項をご説明いたします。

最初に、歳入については、予算書の17ページ中段をお願いします。

15款2項1目1節総務費補助金の説明欄5段目になります。社会保障税番号制度システム整備補助金（法務省）469万1000円は、戸籍情報システムの改修に係る経費に対する補助金です。内容につきましては3つございます。1つ目、旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システムの改修、2つ目、振り仮名の仮登録に係る戸籍附票システムの改修、3つ目、振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修に係る経費が対象となっている補助金です。

続きまして、歳出については、予算書の49ページ上段をお願いします。事業概要説明書は18ページになります。

2款3項1目2節戸籍住民基本台帳等事業、戸籍事務に要する経費の説明欄1647万4000円は、前年度比360万5000円の増となっております。主な事項は戸籍システム機器一式導入委託の316万3000円で、戸籍情報システムクラウド利用料の12月からの4か月分の経費です。ほかに標準化、共通化に係る事業委託211万2000円で、戸籍情報システム及び戸籍附票システムに係る作業のうち、令和6年度作業分の経費です。その他戸籍情報システム改修委託469万2000円は、歳入の総務費補助金でご説明した内容のシステム改修に係る経費です。

続きまして、その下になります。予算書の同じページのその下になります。

住民基本台帳事務に要する経費の説明欄2071万5000円は、会計年度任用職員の報酬等となっており、千代田窓口センター3名分、中央出張所1名分の計4名分の報酬等です。その他各窓口での事務に要する経費で、主なものはシステム使用料や負担金になります。

なお、住民基本台帳事務に要する経費全体を前年度当初と比較しますと、累計で1571万円の減額とな

っております。その主な要因は会計年度任用職員の減によるものです。マイナンバーカード交付事務が落ち着いたことから国の交付事務補助金が終了したことによるものです。

また、マイナンバーカードの交付状況についてでございますが、令和6年2月29日現在で、人口4万628人に対しまして、交付件数3万874件、交付割合で見ますと76%になっております。同時期の令和5年2月28日現在では、人口4万737人に対しまして、交付件数2万3972件、交付割合58.8%ですので、比較しますと交付件数では6,902件、交付割合では17.2%の増となっております。

ほかに予算書の80ページ上段をお願いします。

5款1項1目2節勤労者福祉施設管理運営事業の勤労青少年ホーム管理に要する経費の説明欄316万1000円は、令和6年度解体予定のために必要最小限にとどめました経費でございます。主なものとしては土地借上料の240万円が主な経費となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

予算書17ページをご覧ください。

歳入予算で、15款1項1目5節国民健康保険事業負担金3733万8000円、前年度対比で200万8000円の減額になります。保険基盤安定負担金の支援分として国民健康保険特別会計に繰り出す基準額の2分の1のほか、未就学児均等割軽減、産前産後保険税免除に係る基準額の2分の1を計上しております。

次に、予算書19ページをご覧ください。

下の枠に計上しています16款1項1目4節国民健康保険事業費負担金1億1342万円、前年度対比で698万2000円の減額になります。国庫支出金同様に支援分及び未就学児均等割軽減、産前産後保険税免除として繰り出す基準額の4分の1及び軽減分として繰り出す基準額の4分の3を計上してございます。

後段に移りまして、5節後期高齢者医療事業費負担金9270万6000円、前年度対比で749万1000円の増額になります。保険基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出す基準額の4分の3を計上してございます。

予算書20ページをお願いいたします。

2項県補助金に移りまして、表中の中央に計上します2項2目3節医療費福祉補助金1億839万7000円、前年度対比で792万3000円の増額を計上してございます。

以上が歳入予算の説明でございます。

歳出に移らせていただきます。

予算書57ページをお開きください。

中央から下の目、3款1項6目医療福祉費です。事業概要説明書は17ページをご覧ください。説明欄の0101医療福祉費に要する経費として2億4802万9000円、前年度対比で1286万9000円増額となっております。議案第12号に係る医療福祉制度の要件拡大についてはこの事業に組み込まれており、事業規模は12名分182万6000円を医療費（県補助分）及び手数料に含め計上してございます。

続きまして、医療費に要する経費、市単独事業分として8230万8000円、前年度対比で1278万8000円の増額を計上いたしました。

ページが移りまして、本事業は新規事業、子どもの医療保険応援金として18歳以下の子どもを持つ世帯を対象に子どもに係る市国民健康保険のほか国民健康保険組合が定めるところの均等割相当額を子育て支援として応援金を支給するものでございます。均等割は子どもの人数に比例し負担が生じることからより、より子育てしやすい環境づくりを目的としております。これにより入院・外来分自己負担金と合わせて18歳以下の子どもについては実質的に医療費の完全無料化になるものと考えてございます。

次の目に移りまして、7目国民健康保険費、国民健康保険特別会計繰り出しに要する経費として3億1657万円、前年度対比で1267万9000円の減額になります。

続きまして、8目後期高齢者医療のうち、説明欄の0102後期高齢者医療保険特別会計繰り出しに要する経費として5億9863万2000円でございます。茨城県後期高齢者医療広域連合の運営負担金のほか、後期高齢者医療特別会計の繰出金として5億7843万2000円、前年度対比で2119万6000円の増額となります。

以上が国保年金課分の当初予算になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今説明があったところの1228万8000円というのが、いわゆる子どもの18歳までの均等割、これが応援金として支給されますよという意味ですよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。本案につきましては市民部並びに保健福祉部に関わる議案でございますので、本日の市民部の所管に関わる質疑の後、令和6年3月12日審査予定の保健福祉部の所管に関わる部分の質疑が終わった後に討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第23号のうち市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長からご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます

す。

予算書135ページからになります。

予算総額としまして歳入歳出それぞれ41億350万円、前年度対比で2億3450万円、5.4%の減額になります。

予算書141ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のうち、1節現年度課税分7億5759万5000円、前年度対比で3363万円の増額となります。令和6年度の課税においては議案第13号により提案させていただいておりますが、税率改正案で見積もってございます。見積りの基礎となる所得額については、令和5年度並みの1人当たりの所得を想定し、被保険者数については8,094人、前年度が8,760人で見積もっておりますので、7.6%の減で見積もってございます。

令和6年10月から社会保険の適用範囲が拡大され、従業員51名以上の事業所が社会保険の対象となることから、国民健康保険から変更になる方も予想されますが、把握が困難なため、本予算には見込んでございません。

続きまして、4款1項1目保険給付費等交付金29億447万3000円、前年度対比で1億8091万1000円の減額になります。減額となった理由につきましては、説明欄に目を移していただいて、普通交付金28億2758万4000円になります。普通交付金はその年度に歳出に計上する給付費相当額を県が負担する収入科目になりますが、減少する被保険者数の影響により、前年度比較で1億8007万6000円の減額となります。

続きまして、予算書142ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金3億1657万円、前年度対比で1267万9000円の減額になります。減額の理由としましては、特に被保険者数の減に伴う保険基盤安定繰入金が減ったことが影響してございます。

続きまして、その次に計上する2項1目支払準備基金繰入金6300万円、前年度比較で6872万3000円の減額になります。税率改正で見込むことで、前年度比較での減額計上となります。

以上が歳入の予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計の歳出予算の事項別明細は予算書144ページからになります。144ページは、総務費、一般管理費です。人件費及び事務費の計上になります。

続きまして、予算書145ページをお開きください。

2款保険給付費になりますが、1項の総額の説明をさせていただきます。

1項療養諸費、ページの最後の行になりますが、24億3032万4000円、前年度比較で1億7000万2000円の減額になります。

増額となった主な理由は、被保険者数の減少によるものですが、一方で1人当たりの医療費にあっては、一時コロナ禍で医療費が減少したことに反発するかのように、令和3年度から増加傾向になりました。令和5年度は比較的伸びは落ち着いた傾向はありますが、高齢化が進む中、1人当たりの医療費は減少に転ずる材料が考えにくいこともあり、5%程度の伸びを見込んでございます。

続きまして、予算書146ページをご覧ください。

2項高額療養費の全体の計上額になりますが、4億32万6000円、前年度比較で1007万6000円の減額になります。療養諸費同様、被保険者数の減が要因となっております。

続きまして、147ページの中央からになりますが、3款国民健康保険事業納付金でございます。これは、都道府県化の制度改正以降、県に納める納付金として計上してございます。毎年、県が翌年度の県内市町村の医療費の見込みから保険者負担分を推計し、標準保険料率と併せて市町村に示すものになります。

令和6年度の事業費納付金については、令和6年1月12日に本算定結果の概要が示されました。

1項医療費分は7億3385万3000円、2項後期支援分は2億9756万2000円、ページが移りまして、3項介護納付金分は9803万3000円、事業費納付金総額11億2944万8000円、前年度と比較して5391万2000円の減額となっております。

減額となった理由については、1人当たりの医療費は減少傾向に見込む材料がないものの、被保険者数は6.8%の減少が見込まれることが影響しているものです。

続きまして、予算書148ページをご覧ください。

5款2項1目保健衛生普及費です。

説明欄に計上する節12医療費適正化通知業務委託については、例年行っているジェネリック差額通知や多剤重複投与者の分析の計上を行っております。

受診適正化通知事業委託については、糖尿病性腎症重症化予防対策等を計上してございます。事業費全体で前年度比較149万3000円の減額となっておりますが、主な理由としては、令和5年度に行った国民健康保険保健事業総合計画が完了したことで、策定業務委託が皆減となっております。

以上が令和6年度国民健康保険特別会計予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳出で一般管理費が随分伸びていますが、これ、何か理由があるんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

会計年度任用職員の人件費で、勤勉手当等が皆増となっているのが原因かと思えます。

○佐藤文雄委員

あのね、ちゃんと調べてよ。会計年度の任用職員のやつで、令和5年度と対比して24%、給料のところで24%アップになっているんだよ。会計年度任用職員というのは報酬なんですか、給料なんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変申し訳ありません。事務費のほうで確認してしまいました。人件費のほうは総務課の計上になりますので、総務課の内容となりますが、私のほうで答えさせていただきますと、令和6年度計上している人件費は、令和5年度の減員減給による計上になります。前年度につきましては、令和5年度の当初予算……

○櫻井繁行委員長

明確に数字も言っていて、抽象的になっちゃうので、年度と、しっかり答弁をしてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

申し訳ございません。詳細については、総務課の人件費の計上になりますので、私のほうから詳細を説明することはできません。

○佐藤文雄委員

国民健康保険特別会計だよ。歳入と歳出でバランス取っているわけだから、私は、全体的に国民健康保険の人数が減っているわけでしょ。それで、それにもかかわらず、今度は一般管理費を18%もアップ

しているんですよ。その中で、給料なんかは24%もアップしているんですよ。何でそんなにお金かけるのよ。そういうことも分からないで、この国民健康保険特別会計やらないでよ。

○櫻井繁行委員長

質問ですか。

○佐藤文雄委員

まず答えてよ。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど答弁が途中で終わってしまったのですが、令和5年度の減員減給の計上と、その前年度の減員減給の計上で1名の担当職員の増が原因となっております。

○佐藤文雄委員

だから、令和5年度から1名の増ということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

何で1名も増員するんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ちょっと……

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時02分]

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和5年度から増分となっている職員は、現在育休中の職員となっております。

[「それで」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

終わりですか、答弁は。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

以上になります。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、令和4年度の実績は、給料が1241万6000円ですよ。令和6年度の、予算が1539万9000円だよ。令和4年度の実績と比べてこんなに高いんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

詳細につきましては、先ほどから申し上げていますが、総務課の計上になります。私どもが認識している限りでは、1名分の職員の増と認識してございます。

○佐藤文雄委員

もういいです。

それで、いろいろあるけれども、歳入のほうで、保険料を、全体的に7.6%ぐらい人数が減ったと言ったよね、今。8,760人から8,094人に、7.6%減だと。しかし一方で、保険料を上げたから、2699万6000円増なんだよね。対令和5年度比だよ。比率で3.5%アップになっているわけですよ。それで、一方で、支払準備基金の繰入れが、令和6年度で6300万円なんだよね。ところが、令和5年度は1億3172万3000円入れているのよ。6872万3000円マイナスなの、令和5年度と比較して。半分もマイナスなんだよ。52.2%もマイナスなの。簡単に言うと、今、確認したでしょ、支払準備基金がどのぐらいあるかと。そうしたら、この内容のとおりだよと、令和5年度の見込みで、国民健康保険の支払準備基金が2億7340万5000円でしょ。それから、逆に、この6300万円しか入っていないよね。そうすると、実際には、本来であれば、保険料を上げないためには、あと残り幾ら入れればいいのかということ、差額分2699万6000円入ればいいんだよね、単純に言えば、計算すると。そうすると、この支払準備基金を令和5年度の予算1億3172万3000円までいかななくても、8999万6000円で値上げしなくても済むんですよ。それを引いたとしても、2億7340万5000円から今の分を引いたとしても、2億1905万円、2億円、まあいいや、ちょっと計算、ちょっとややこしくなっているんで、それを引いたとしても、支払準備基金は十分にあるんですよ、次の分でも。これ、いかがですか。上げる必要ないんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の増税分についての、予算上の影響額について説明させていただきます。

医療費分で、同じ条件で、所得と被保険者数が同じであるという条件で計算しますと、改正前と改正後の税率、改正後見込みの税率で計算しますと4795万9000円差額があります。影響額です。

あと、後期支援分については、3295万1000円ございます。

介護納付分については、910万円の影響額がございます。

それを合計しますと、約9000万円の、今回増額となる見込みで、そちらの影響で基金の取崩しが減ったということになりますので、基金の取崩しが今回6300万円になりますので、もし改正をしなかった場合は、基金の取崩しは1億5300万円を計上する形になります。

○佐藤文雄委員

そういう計算について、我々分からないんだよ。今、単純にこれを計算しているだけだから。だって、今、2億7340万5000円から6300万円入れるんでしょ。今度は、令和6年度で50万円積み立てる予定でしょ。すると残金が2億1090万5000円、令和6年度の見込みがそれぐらいになるんだよ。そういうふうになっているんですよ。そうしたら、その次だって回せるじゃないですか。

何か分からないような説明をしないでくださいよ。だったらきちっと最初から出して。そのごまかしみたいな形で言わないでよ。後期高齢者の支援分で足りない分がどうのこうの、医療分がどうのこうの、介護分がどうのこうのと言って、その分を何か支払準備基金から取り崩したみたいなこと言ったでしょ。どこにそれが表れているんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ちょっと暫時休憩をお願いできますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時12分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時14分]

○櫻井繁行委員長

改めて答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどの予算の概要の内容で説明させてください。

基金の現在高の状況についてなんですが、タブレットの資料、予算の概要の中、11ページ、基金現在高の状況から説明させていただきます。

こちら、国民健康保険支払準備基金が、令和5年度末の見込みで2億7340万5000円ございます。先ほどの説明のとおり、来年度の取崩予定額が6300万円、これは予算書のとおりです。こちらが、先ほどの説明のとおり、1億5300万円を想定しますと、残り1億2000万円という計算になります。そうしますと、令和6年度の予算は組立てられても、令和7年度の予算は組み立てられないと考えておりますことと、高齢化により医療費が上昇傾向にございますので、先々どういうふうなことになるのか見込めませんので、このタイミングで踏み切ったという形になります。

○佐藤文雄委員

何言ってるんだよ。これ、単純な計算を言っているんだよ、俺。何で1億5000万円になるのよ。どの数字、どれを言っているの、1億5000万円というのは。今、医療云々かんぬん、後期高齢云々かんぬん、それから介護云々かんぬんと言ったでしょ。それ合わせて6300万円と合わせると、1億5000万円だとかと言ったじゃん。それ何、これ。それが分からないと言っているの。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど説明したのは、今回の税率改正案で見込んだときの影響額について説明させていただいたところです。同じ所得、同じ被保険者数で計算しますと、改正前と改正後では合計で約9000万円の違いがございまして。もし改正しなかった場合を想定すると、基金の取崩しが9000万円不足6300万円になりますので、1億5000何がしの数字になってくるということになります。

○佐藤文雄委員

あのね、それ、9000万円、こう影響分をやったら9000万円が出てくるというのは、これ分からないよ、これ、今言っても。結果的に、例えば、もうこれが、単純に6300万円に2600万円、値上げ分を足しても、9000万円ぐらいしかないんだよ。何でこれ、何で9000万円になるんですかというの、影響分が。だから、今回の税率改正だって意味が分からないと言っているわけでしょうよ。ちゃんとそれぞれ足してもらわないと。その税率改正のところで説明した中身ですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁を求めます。

予算の概要資料12ページについているので、それで分かりやすく説明できないんですか、課長。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

すみません。追加で提出させていただいた資料で説明させていただきますと、⑨、先ほど9000万円の影響がありますよという話をさせていただきましたけれども、税率改正後の影響範囲ということで、合

計に1億92万4400円と記載があるのが見て取れるかと思います。こちらについては、試算時点での内容になりますので、ちょっと数字的には変わるんですが、この程度の影響額があるというふうに認識していただければ幸いです。

○佐藤文雄委員

幸いの問題じゃないでしょ。これ、あなたが言っている影響額が1億円じゃないですか。何で1億5000万円なんてなるんですか。6300万円という話が、これに6300万円を足す理由は、これが理由なんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

改正前と改正後でも差額になりますので、こちらが影響額になります。佐藤委員のお見込みのとおりかと思います。

○佐藤文雄委員

でも、例えば、これ1億円であろうと、これを値上げしないときには1億円入れなきゃいけないよということでしょ、逆に言うと。そうすると、例えば1億円でやったとしても、27億3000万円あるから、1億6300万円引いてよ、引くと幾らですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

よろしいですか。約1億1000万円になるかと思います。

○佐藤文雄委員

だから、そうすると1億1000万円だけれども、実際には、国民健康保険特別会計は常に黒字になっているんだよ。令和4年度の黒字、実際に実質収支は幾らでしたっけ、令和4年度の実質収支。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

よろしいですか。令和4年度の実質収支は3253万6593円になります。

○佐藤文雄委員

だから、実質的に黒字になっているでしょと言っているの。それだって、きちっと準備基金に回せばいいじゃないですか。1億1000万円ということになっているけれども、例えばだよ。

○櫻井繁行委員長

答弁をいただきましょう。

○佐藤文雄委員

だから1億円取り崩したよと、だから1億6000万円取り崩した残りが1億1000万円ぐらいだよと言っているけれども、それに対して、黒字になるから、そうすると、3000万円ぐらいは黒字になれば、その分を充てればいいじゃないですか、準備基金に。もしくはそれをまた取り崩すというやり方を取ればいいんじゃないですかというの。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

先ほど議案第19号で説明させていただいた、補正予算で説明させていただいた内容なんですけど、令和4年度の実質収支につきましては、議案第19号の補正予算により積立金980万6000円を計上してございます。基金に計上してございますので、実質収支のほうにつきましては、後年度の財源として賄ってございます。

○櫻井繁行委員長

いかがですか。まだ皆さんございますか。

暫時休憩します。 [午後 5時25分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時25分]

○佐藤文雄委員

令和4年度だけ、これ令和5年度のときには900万円ぐらい基金に入れたとなっているでしょ、これ、今補正予算で。令和4年度のときは基金に入れていなかったんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和4年度も、令和3年度の実質収支を可能な範囲で積み立ててございます。

○櫻井繁行委員長

ぜひ、かみ合うように、実のある会議をお願いいたします。

よろしいですか。答えてくれれば。

暫時休憩します。 [午後 5時26分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時27分]

○櫻井繁行委員長

そのほか、何か質問ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

いいんですか。

それでは、こちらの議案第23号の国保年金課に対する質疑は終結をいたします。

時間も午後5時30分になってきておりますので、議案第24号については、国保年金課はこの千代田庁舎にいらっしゃるということで、後日に回させていただきたいと思います。

それで、私からちょっと提案なんですけど、来週の火曜日午後1時30分からは、今度、産業経済部と保健福祉部、結構ボリューム多くて25個ぐらい説明が分かれていますので、なかなか、午後1時半からやろうとは思っているんですけども、この今残っている議案第24号については、日程の最終日の3月13日が少し余裕がありそうなので、議会事務局が終わった後に、この第24号の議案は持っていきたいと思いますので、そういうことで、部長、よろしく願いしたいんですが。

[「分かりました」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そういうことで、お願いいたします。事務局もお願いいたします。

それでは、お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思いますので、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会についてですが、3月12日ですよね、火曜日午後1時30分から、ここ全員協議会室で引き続き審査を行います。よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 5時28分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 繁 行